

事業主の
皆様へ



財形貯蓄制度



財形制度とは

財形貯蓄制度は、事業主が労働者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う、勤労者財産形成促進法に定められた、労働者の財産形成を支援する制度です。

財形貯蓄制度には、「一般財形貯蓄」、「財形年金貯蓄」、「財形住宅貯蓄」の3種類があり、利用する労働者が利子等に対する非課税措置や、財形持家融資の利用などのメリットを受けることができます。

一般財形貯蓄

年齢・目的を問わない
自由な貯蓄



目的を問わない使途自由な貯蓄です。貯蓄開始から1年経過すれば自由に引き出すことができます。契約時の年齢制限はありませんし、複数契約もできます。

財形年金貯蓄

老後のため
お金を貯めたい方向けの貯蓄



積み立てた貯蓄を60歳以降の契約所定の時期から年金として支払いを受けることを目的とした貯蓄です。**55歳未満**の方が始めることができ、利子等に対する非課税措置(※1)があります。

財形住宅貯蓄

持家の購入・リフォームのために
お金を貯めたい方向けの貯蓄



積み立てた貯蓄を持家取得又は持家の増改築(リフォーム)に利用することを目的とした貯蓄です。**55歳未満**の方が始めることができ、利子等に対する非課税措置(※2)があります。

※1「財形住宅貯蓄」と合わせて、貯蓄残高が550万円までの場合は(保険などの商品の場合は、払込額385万円まで)。ただし、年金以外の引き出しの場合には、課税されます。

※2「財形年金貯蓄」と合わせて、貯蓄残高が550万円までの場合は。ただし、持家の取得・増改築(リフォーム)以外の引き出しの場合には、課税されます。

会社が財形貯蓄制度を導入するメリット



労働者の定着性を高め、優秀な人材確保にも効果的です。



労働者の貯蓄意識を喚起し、勤労意欲が高まります。



大きな負担を負うことなく、
社内の福利厚生制度の充実を図ることができます。



ハローワークの求人票への表示により、
福利厚生が充実している会社としてアピールできます。



※財形貯蓄を職場に導入するためには、賃金から控除するための労使合意が必要です。会社への財形制度導入に当たっては、金融機関にご相談ください。

財形貯蓄制度について

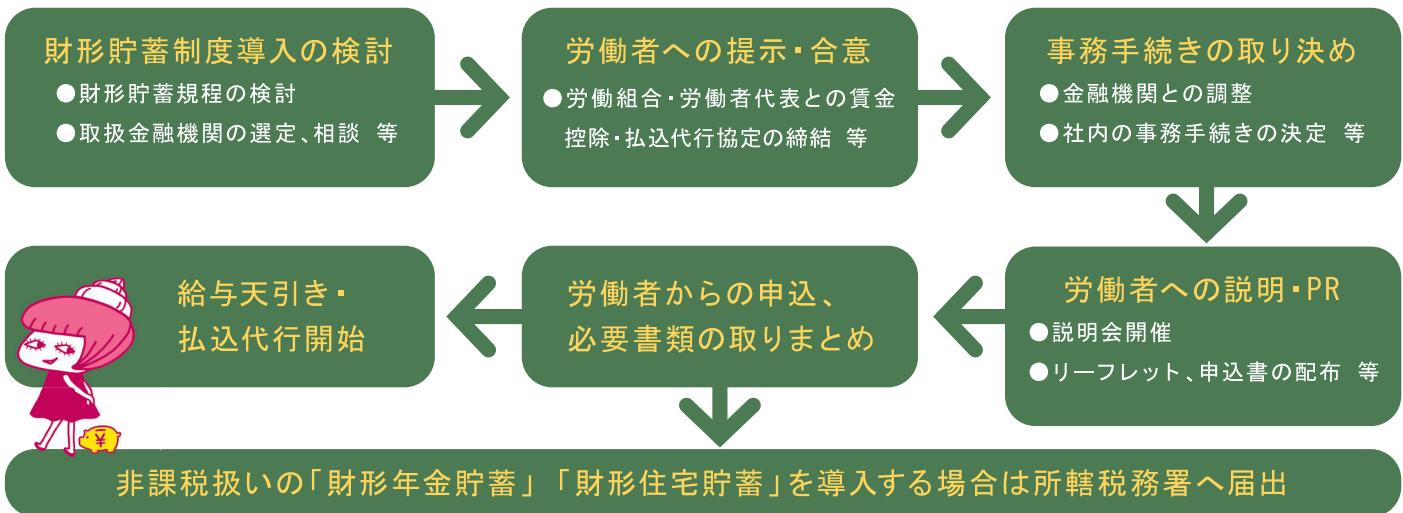


¥ 各貯蓄制度の比較

種類	目的	税制優遇措置
一般財形貯蓄	自由	なし
財形年金貯蓄(※)	老後の生活資金として受取 (満60歳以上)	財形住宅と合算して550万円まで 利子等非課税(保険等は払込額385万円まで)
財形住宅貯蓄(※)	持家の取得・増改築(リフォーム)の 費用に充当	財形年金と合算して 550万円まで利子等非課税

※契約時に55歳未満である労働者が加入できます。

¥ 財形貯蓄制度導入に向けてのフロー図



¥ その他の制度

財形持家融資制度

財形貯蓄(一般・年金 住宅いずれでも可)を行っている方は貯蓄残高の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、持家取得や増改築(リフォーム)のための資金の貸付け(財形持家融資)を受けることができます。1年以上財形貯蓄を継続し、50万円以上の残高を有している方に限られます。)

財形給付金制度

事業主が財形貯蓄をしている労働者に毎年定期的に金銭を拠出することにより、労働者の財産づくりを一層援助促進する制度です。事業主の拠出金は損金又は必要経費とされます。



財形基金制度

事業主と財形貯蓄を有する労働者が勤労者財産形成基金(財形基金)を設立して事業主から拠出を受けた金銭を運用し、その元利合計額を労働者に支給することにより労働者の財産づくりを一層援助促進する制度です。財形給付金と同様に、事業主の拠出金は損金又は必要経費とされます。

事務代行制度

事務代行制度は、中小企業事業主の財形に係る事務負担を軽減し中小企業の財形制度への加入を促進するため、法人である事業主団体であって、一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が事務代行団体として指定し、構成員(中小企業)からの委託に基づいて財形事務の代行を行う制度です。

▼ 財形貯蓄、財形持家融資制度についての詳細はこちらをご覧ください。▼



(独)勤労者退職金共済機構(財形制度特設サイト)
<https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/merit/index.php>



厚生労働省HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000105724.html>